

(請求人) 様

名古屋市監査委員	金	庭	宜	雄
同	塚	本	つよし	
同	小	林	史	郎
同	大	橋	正	明

名古屋市職員措置請求について (通知)

令和 8年 3月 4日に提出された 7監管第 125号の名古屋市職員措置請求について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本請求は、請求人が過去に提出した東区役所の整備計画に係る住民監査請求（7監管第89号、7監管第90号、7監管第94号及び7監管第100号の名古屋市職員措置請求。以下「先の監査請求」という。）において、以下の事項に関する具体的事実を指摘していたことから、監査委員が先の監査請求に対して行った却下決定は相当ではないと主張して、当該却下決定を撤回し、監査を実施するよう求めるものである。

- (1) 愛知大学移転に関する隣接地住民との合意書の存否及び有効性
- (2) 東区役所の整備に向けた基本構想の策定調査業務委託における減額変更約540万円の支出の妥当性及び適法性

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共

団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

また、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、地方公共団体の執行機関又は職員による個別具体的に特定された財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示し、その事実を証する書面を添付しなければならないとされている。

本請求について、請求人は、請求の対象とする財務会計行為等を具体的に特定していないが、先の監査請求と同様に、東区役所の整備に向けた基本構想の策定調査業務委託（以下「本件委託」という。）を請求の対象としているものと解することができる。

しかしながら、仮にそのように解するとしても、本請求において、本件委託の違法性又は不当性に関する新たな主張は認められないことから、請求人は、先の監査請求と同様の主張を述べているものと判断せざるを得ない。

よって、本請求は、財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えず、地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局管理課)